

2025年度までの環境目標	騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準^(表-2-4-1)の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

具体的取組の概要

- ▶ 「騒音・振動の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
- ▶ 「事業所・建設工事等における騒音・振動対策」と「交通に関する騒音・振動対策」を推進します。

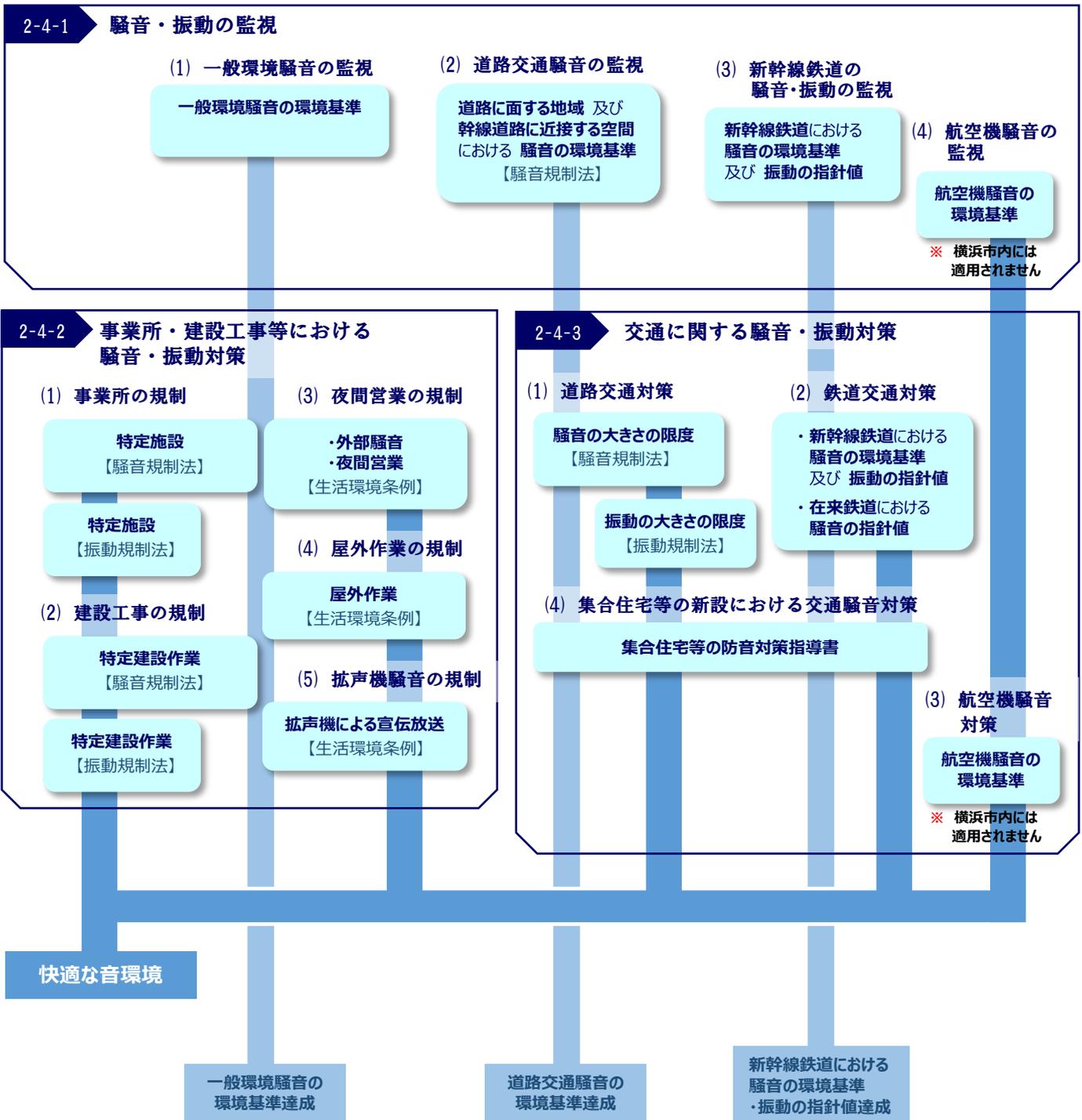


表-2-4-1 騒音に係る環境基準等

地域の類型 (※1)	①幹線道路 (※2)		②道路に面する地域 (①以外) (※3)		③一般環境 (①②以外)		新幹線鉄道 (※4)	
	騒音		騒音		騒音		騒音	振動
	昼間(※5)	夜間(※5)	昼間	夜間	昼間	夜間		
A地域 (専ら住居の用に供される地域)	70 dB 以下	65 dB 以下	60 dB 以下	55 dB 以下	55 dB 以下	45 dB 以下	70 dB 以下	70 dB 以下
B地域 (主として住居の用に供される地域)			65 dB 以下	60 dB 以下	60 dB 以下	50 dB 以下	75 dB 以下	
C地域 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)			60 dB 以下	50 dB 以下	60 dB 以下	50 dB 以下	75 dB 以下	

(※1) 地域の類型は、横浜市長が次のとおり指定。

AA) 該当なし A) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B) 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域 C) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(※2) 幹線交通を担う道路に近接する空間。

(※3) A地域及びB地域は、2車線以上の車線を有する道路に面する地域。C地域は、車線を有する道路に面する地域。

(※4) 騒音は環境基準、振動は環境省の指針による値。

(※5) 昼間は午前6時～午後10時、夜間は午後10時～翌午前6時。②、③についても同様。

具体的取組 2-4-1

騒音・振動の監視

騒音・振動の監視は、環境基準の達成状況等の現状把握や騒音・振動対策の効果を確認するため、一般環境騒音、道路交通騒音、新幹線鉄道の騒音・振動等に関する測定を継続的に行います。

(1) 一般環境騒音の監視

一般環境騒音の状況を把握するため、市域を1.5km×2km四方に区切った152地点を複数年かけて監視します。年度ごとに測定地点を選定し、各地点で24時間の騒音測定を行います。

表-2-4-2 一般環境騒音の環境基準達成状況 (2013～2015年度) (※1)

	環境基準達成状況 (※2)		
	2013	2014	2015
昼間 (午前6時～午後10時)	50 / 51	46 / 51	46 / 50
夜間 (午後10時～翌午前6時)	40 / 51	38 / 51	41 / 50

(※1) 152地点を2013～2015年にかけて測定

(※2) 分母が測定地点数、分子が環境基準等達成の地点数 (全地点で達成していないものは□)

(2) 道路交通騒音の監視

道路交通騒音の状況を把握するため、160地点を5か年計画で監視します。毎年30地点程度を選定し、各地点で3日連続の騒音測定を行います。併せて、市内の約140路線延べ約570kmにわたり、幹線道路に面する地域の住居等が受ける騒音レベルについて面的評価を行います。

表-2-4-3 道路交通騒音の環境基準達成状況（2013～2017年度）（※1）

	環境基準達成状況				
	2013	2014	2015	2016	2017
騒音測定（※2）	13 / 30	12 / 34	18 / 32	17 / 32	21 / 32
面的評価（※3）	85.2% / 146.1 km	87.8% / 116.4 km	90.8% / 111.1 km	93.3% / 95.3 km	90.0% / 105.0 km

（※1）160地点を2013～2017年度にかけて測定

（※2）分母が測定地点数、分子が昼間・夜間ともに環境基準達成の地点数（全地点で達成していないものは□）

（※3）分母が道路評価長、分子が評価対象地域において昼間・夜間ともに環境基準を達成している割合

(3) 新幹線鉄道の騒音・振動の監視

新幹線鉄道の騒音・振動の状況を把握するため、東海道新幹線沿線の8測線・24地点（1測線当たり原則として手前側軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点）を年度ごとに監視します。各地点で原則20本（上下線各10本以上）の列車通過に合わせて騒音・振動の測定を行います。

表-2-4-4 新幹線鉄道の騒音・振動の環境基準等達成状況（2013～2017年度）

	環境基準達成状況等（※1）				
	2013	2014	2015	2016	2017
騒音測定	14/24	14/24	16/24	16/24	15/24
振動測定（※2）	24/24	23/24	24/24	24/24	24/24

（※1）分母が測定地点数、分子が環境基準等達成の地点数（全地点で達成していないものは□）

（※2）振動は、環境省の指針値による評価

(4) 航空機騒音の監視

神奈川県指定による航空機騒音に係る環境基準が適用される区域に横浜市は含まれませんが、厚木海軍飛行場を離発着する航空機による騒音の監視を行います。航空機が多く飛来すると考えられる区（緑区、瀬谷区、泉区）の3地点で航空機騒音の常時測定を行います。

表-2-4-5 航空機騒音の環境基準との比較（2012～2016年度）

測定地点	所在地	環境基準との比較状況（※）				
		2012	2013	2014	2015	2016
長津田小学校	緑区長津田町	適合	適合	適合	適合	適合
相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目					
東中田小学校	泉区中田東四丁目					

（※）横浜市内には航空機騒音に係る環境基準が適用されていないため、飛行場周辺の住居系地域に適用される基準（2012年度まではWECPNL70以下、2013年度以降は $L_{den}57$ 以下）で評価

騒音規制法、振動規制法及び生活環境条例では、騒音・振動の発生を防止し、住環境を保全するために規制が必要な施設や工事等を定め、用途地域と時間に応じた規制基準や事業者配慮を求める指針等を定めています。

法・条例に基づく規制指導として、施設設置・工事等の開始前の届出による事前審査や騒音・振動測定を伴う立入検査などを行い、規制基準の遵守や指針で定める配慮事項の実施等に関する指導を行います。また、この指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

表-2-4-6 事業所数・届出件数の推移（2013～2017年度）

対象	分野	2013	2014	2015	2016	2017
特定工場 (※1)	騒音	3,421	3,452	3,467	3,483	3494
	振動	1,873	1,902	1,917	1,935	1943
特定建設作業 (※2)	騒音	1,730	1,535	1,636	1,728	1701
	振動	750	747	810	910	899
夜間営業 (※1)	騒音	50	54	53	55	55
屋外作業 (※1)	騒音	178	179	179	180	182

(※1) 各年度末の時点で設置されている事業所の数。

(※2) 各年度に届出がされた対象工事の数。

(1) 事業所の規制

プレス機や破碎機など、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する事業所を対象として、用途地域と時間に応じた規制基準に基づく規制指導を行います。騒音規制法・振動規制法は規制対象が特定工場に限定されますが、生活環境条例は全ての事業所を対象とします。

■ **特定施設・特定工場（騒音規制法）**

著しい騒音を発生する施設を「特定施設」として定め、これを設置する工場・事業場が「特定工場」となり、用途地域と時間に応じた規制基準等が適用される。【騒音規制法施行令別表第一】

■ **特定施設・特定工場（振動規制法）**

著しい振動を発生する施設を「特定施設」として、騒音規制法と同様の体系で規制される。特定施設の種類は騒音規制法と一部異なる。【振動規制法施行令別表第一】

> 「騒音の規制基準」【生活環境条例施行規則別表第 13】

> 「振動の規制基準」【生活環境条例施行規則別表第 14】

(2) 建設工事の規制

さく岩機やくい打ち機など、著しい騒音・振動を発生する建設作業を対象として、用途地域と時間・曜日・期間等に応じた規制基準に基づく規制指導を行います。

■ **特定建設作業（騒音規制法）**

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業。【騒音規制法施行令別表第二】

■ **特定建設作業（振動規制法）**

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業。特定建設作業の種類は騒音規制法と一部異なる。【振動規制法施行令別表第二】

(3) 夜間営業の規制

夜間に営業する飲食店、小売業等の店舗や客用駐車施設を対象として、カラオケ機器等の原則使用禁止や人声・自動車の発着音等の防止などの規制指導を行います。

■ 外部騒音

店舗等の営業が誘因となって発生する店舗等の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等。【生活環境条例第54、57、60条】

■ 夜間営業

午後11時から翌日の午前6時までの間の営業。夜間営業による外部騒音等の規制対象は次のとおり。

◆ 飲食店営業

食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる飲食店営業。住居専用地域における深夜（午前0時から午前6時まで）の営業、住居専用地域、住居系地域、近隣商業地域での夜間営業におけるカラオケ機器等の音響機器の使用を原則禁止とするほか、外部騒音が規制される。【生活環境条例第52～54条】

◆ 店舗等

次の①～⑥の業種で面積500m²を超える店舗等。外部騒音が規制対象。開業前の届出が必要。【生活環境条例第55条】

- ① 小売業（大規模小売店舗立地法の対象（1,000m²超）を除く。） ② 音楽・映像記録物賃貸業 ③ 一般公衆浴場業
④ その他の公衆浴場業 ⑤ ボウリング場 ⑥ ゲームセンター

◆ 客用駐車施設等

次の①～⑥の業種のための駐車場のうち、音が外部に漏れない構造の部分を除く面積が1,000m²以上のもの。外部騒音が規制対象。【生活環境条例第60条】

- ① 卸売業、小売業 ② 音楽・映像記録物賃貸業 ③ 一般公衆浴場業 ④ その他の公衆浴場業 ⑤ ボウリング場 ⑥ ゲームセンター

> 「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針」【生活環境条例第51条の2】

(4) 屋外作業の規制

屋外における資材の積降しや運搬用機器の使用などの騒音・振動を伴う作業を対象として、作業方法の変更、防音設備の設置、作業時間の配慮などの規制指導を行います。

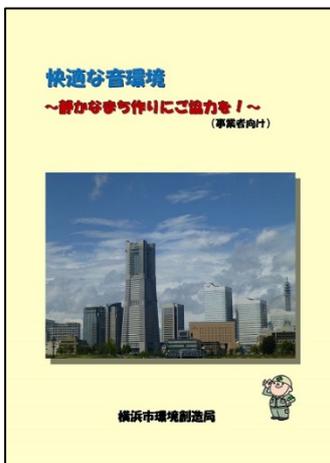
■ 屋外作業

屋外で資材の積降し、運搬用機器の使用、車両の運行等、騒音及び振動を伴う作業。工業専用地域を除く面積1,000m²以上の土石又は資材の保管場所において、1年以上継続して行われる屋外作業は事前の届出が必要。【生活環境条例第108条】

> 「屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準」【生活環境条例第109条】

(5) 拡声機騒音の規制

拡声機を使用した宣伝放送を対象として、使用する場所や時間、音量等の規制基準に基づく規制指導を行います。



「快適な音環境」
（事業所騒音・振動啓発パンフレット）



「より静かな建設作業を目指して！」
（工事騒音・振動啓発パンフレット）



「飲食店のみなさまへ」
（カラオケ騒音啓発パンフレット）

騒音規制法及び振動規制法では、自動車走行に伴い発生する騒音・振動の限度値を定めています。また、鉄道走行に伴い発生する騒音・振動については、環境基準値や指針値が定められています。

法に基づく規制指導として、自動車及び鉄道の走行に関する騒音・振動測定を行い、限度値等を超過した場合は、道路管理者又は鉄道事業者に改善を求めます。また、幹線道路や鉄道に近接した集合住宅の新設に際して、交通騒音の影響に配慮するよう建築主に指導します。

(1) 道路交通対策

自動車走行時に路面から発生する騒音・振動には、それぞれ限度値が定められています。測定値がこれらを超過した場合は、道路管理者に対して低騒音舗装の施工や遮音壁の設置等、地域特性に応じた改善策を求めます。また、環境対策の推進を目的として「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を開催し、横浜市や道路管理者等との間で技術対策等の情報交換を行います。

(2) 鉄道交通対策

新幹線鉄道の騒音・振動には環境基準や指針値が、また、在来鉄道¹の騒音には指針値が定められています。測定値がこれらを超過した場合は、鉄道事業者に対して遮音壁の設置等、地域特性に応じた改善策を求めます。また、環境対策の推進を目的として「横浜市鉄道環境対策連絡会議」を開催し、横浜市や鉄道事業者等との間で技術対策等の情報交換を行います。

(3) 航空機騒音対策

厚木海軍飛行場を離発着する航空機による騒音対策として、周辺自治体と連携し、国に対して航空機騒音対策の促進を働きかけます。

(4) 集合住宅等の新設における交通騒音対策

「集合住宅等の防音対策指導書」に基づき、幹線道路や鉄道に近接して集合住宅を新設する際には、建築確認の申請と関連し、交通騒音の影響に配慮した宅地開発や建物構造にするよう建築主に指導します。



道路振動の測定



鉄道騒音・振動の測定

¹ 「在来鉄道」

新規に供用される区間及び大規模な改良を行った後供用される区間に限る。